

(別表 1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

1 地域の災害想定リスク

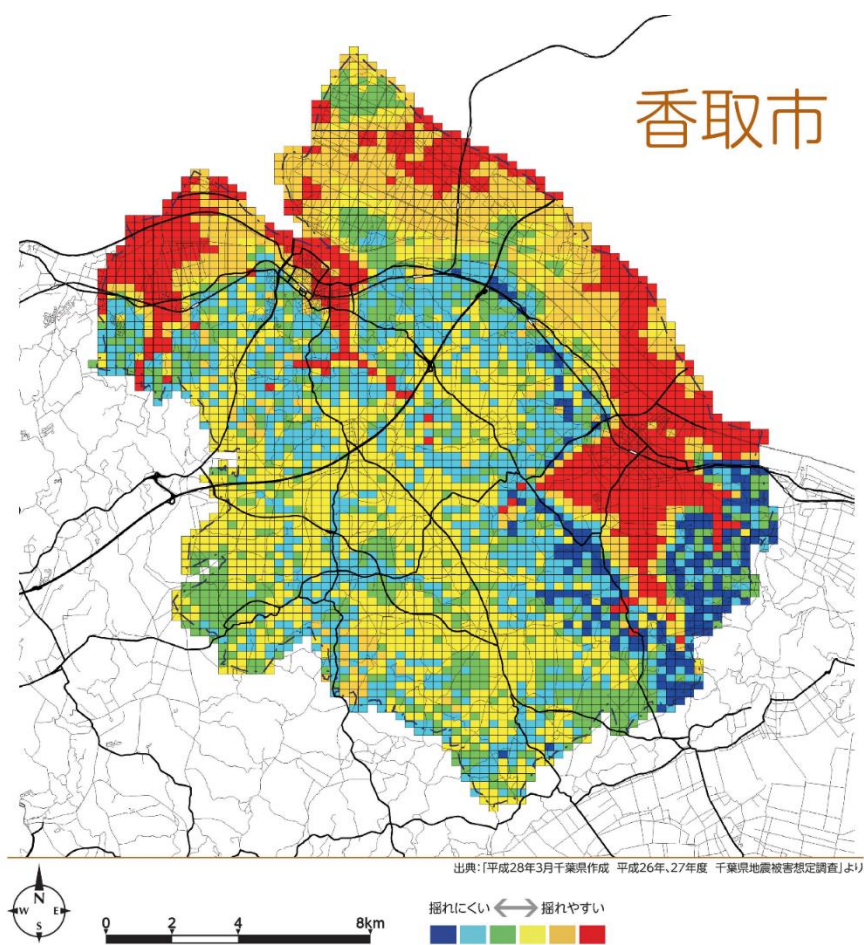
(1) 地震

国の公表によると、千葉県を含む南関東地域で今後30年以内にマグニチュード7程度の地震が発生する確率は70%程度とされており、地震発生の高蓋然性が高い状況にある。

千葉県では近い将来大きな影響をもたらす可能性があると考えられる東京湾北部地震、千葉県東方沖地震、三浦半島断層群による地震の3つの地震についての被害想定調査を平成19年度に実施。また、平成26・27年度には千葉県北西部直下地震の被害想定調査を実施した。

香取市に最も被害が大きい想定地震は千葉県北西部直下地震で、市内のほとんどが震度5強及び震度6弱、一部では震度6強となっており、揺れや液状化により建物全壊・焼失は約590棟、人的被害が約490人と予測されている。

揺れやすさマップ



(香取市総合防災マップより)

(2) 風水害

当商工会地区内の北部には1級河川である利根川、常陸利根川、黒部川が流れており、その周辺は浸水範囲が広範に広がっている。香取市総合防災マップによると、利根川及び常陸利根川の川沿いにおいては浸水深3.0m～5.0m未満と0.5m～3.0m未満の浸水想定範囲が広がっている。この地域は主に田園地帯であり、集落や事業所が点在しているが一部は宅地開発により住宅が集積している箇所もある。また、国道356号沿いには住宅や事業所が多く立地している。黒部川周辺には浸水深0.5m～3.0m、一部では3.0m～5.0m未満の浸水想定範囲が広がっている。黒部川は小見川地区の市街地を流れており、JR小見川駅周辺を中心に事業所などが集積している。

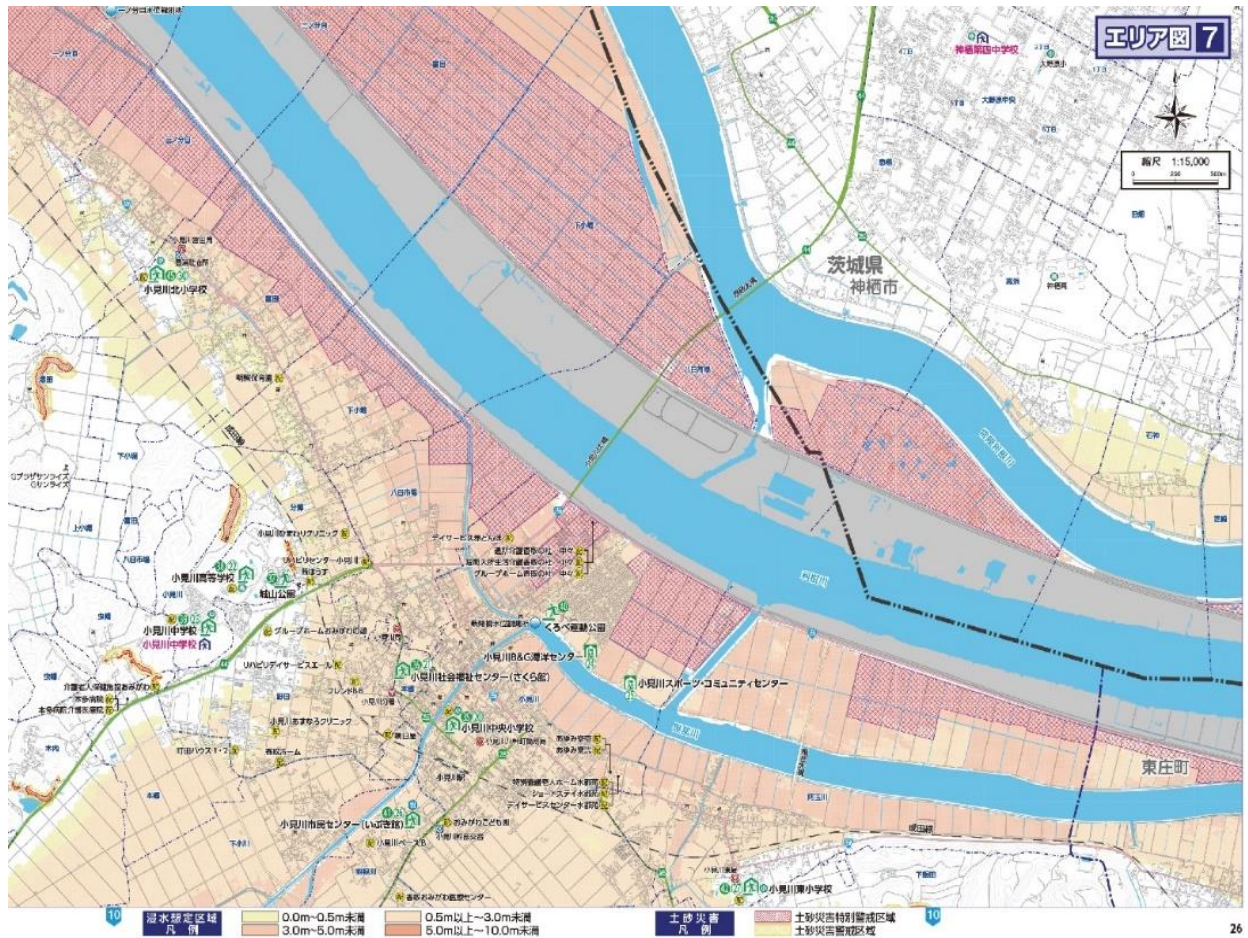
また、市内には急傾斜地崩壊危険区域指定箇所が57箇所、土砂災害警戒区域が162箇所指定されており、土砂災害警戒区域のうち157箇所が特別警戒区域に指定されている。これらは低地と台地の境界線の段丘崖等に分布しており、そのほとんどは当商工会地区内にあるが市街地からは離れており事業所は点在している。

当市では令和1年の台風15号において、一部損壊を含む4,290軒の住家被害があり、倒木が要因となった停電被害が約33,300軒に及んだ。停電については最大で15日間続いた世帯があり困難な被災生活を余儀なくされた。

香取市商工会管轄地域
(小見川地区・山田地区・栗源地区)



利根川浸水想定区域図・土砂災害警戒区域図（小見川エリア）



（香取市総合防災マップより）

（3）大規模事故

当市周辺には成田国際空港、地区内にはJR成田線が存在しこれらの事故発生の危険性がある。また都市化の進展、森林面積が大きいこと、産業の高度化等により、大規模火災、林野火災、危険物事故、道路事故など大規模な事故災害が発生する恐れがある。

（4）感染症

新型インフルエンザは10年から40年の周期で発生しており、世界的に大きな流行を繰り返している。最近では新型コロナウイルス感染症の世界的な流行により、国内においても重大な健康被害やサプライチェーンの崩壊、蔓延防止のための外出自粛などにより事業活動にも大きな影響を及ぼしている。

今後も、新型インフルエンザが繰り返し発生する可能性は高く、生命や健康及び経済活動に重大な影響を与える恐れがある。

2 商工業者の状況（令和2年4月1日現在）

- （1）商工業者数 1, 263人（商工会による独自調査）
- （2）小規模事業者数 1, 108人（平成28年度経済センサス）

内 訳			
業 種	商工業者数	小規模事業者数	備考(立地状況等)
建設業	306	269	広範囲に点在している。
製造業	121	106	工業団地内に集積するほか、広く点在している。
卸売業	46	40	点在している。
小売業	294	258	J R小見川駅周辺の商店街や国道等の幹線道路沿いに集積しているほか、広く点在している。
飲食・宿泊業	130	115	J R小見川駅周辺の商店街や国道等の幹線道路沿いに集積しているほか、広く点在している。
サービス業	289	253	J R小見川駅周辺の商店街や国道等の幹線道路沿いに集積しているほか、広く点在している。
その他	77	67	広範囲に点在している。
合 計	1,263	1,108	

3 これまでの取組

(1) 当市の取組

① 香取市地域防災計画の策定

当市では、災害対策基本法（昭和36年法第223号）第42条の規定に基づき、市域に係る防災に関し、香取市及び防災関係機関が全機能を有効に発揮し、市民の協力のもと地域並びに市民の生命、身体及び財産を災害から守ることを目的に「香取市地域防災計画」を策定している。

計画は総則、震災編、風水害等編、大規模事故編及び資料編で構成されており、直近では平成30年度に内容を一部修正している。

② 防災訓練の実施

地震等の大規模災害に備え総合防災訓練を実施するほか、自治会、自主防災組織、事業所等が行う防災訓練に防災関係機関等と協力し、防災訓練実施の支援を行っている。

③ 防災備品の備蓄

地震などの大規模災害では各種ライフラインや道路、鉄道などの交通網が寸断され、救援物資の到着が遅れることが想定される。

当市においては大規模災害が発生した場合、多数の避難者が予想されることから、香取市地域防災計画に基づき香取市備蓄計画を策定しており、食料、飲料水、生活必需品、資機材などの備蓄や調達体制の整備に努めている。

また、備蓄品については集中備蓄倉庫で適切に維持管理するほか、物資を効率的に配布できるように、避難所となる小中学校に分散備蓄体制を進めている。

(2) 当会の取組

- ① B C P（事業継続計画）に関する各種施策の周知
- ② 損害保険会社（千葉県火災共済協同組合等）と連携した損害保険への加入促進
- ③ 被災事業者に対する各種補助金申請の支援（小規模事業者持続化補助金や県の災害復旧補助金等）
- ④ 日本政策金融公庫や県・市などの公的な各種融資制度の斡旋
- ⑤ 国、県及び市が実施する商工業関係被害状況調査への協力

II 課題

- (1) 当市の防災計画では、公共的団体その他防災上重要な施設の管理者一覧に商工会の取り組むべき内容が記載されている。その内容は商工業関係被害状況調査及び応急対応の協力、救助用物資や復旧用資材の確保についての協力としている。災害が多発している近年の状況下において被災からの早期の復旧・復興を目指し、経済的被害を最小限にとどめるためには、当市と当会の間における緊急時のより具体的な取組みや協力体制等の構築等が必要となっている。
- (2) 当会職員が被災した場合に機動力を失うことになるため、千葉県商工会連合会等との応援体制の構築等が必要となっている。
- (3) B C P（事業継続計画）を策定している小規模事業者はフランチャイズに加盟しているコンビニ等のごく一部に限られており、小規模事業者のほとんどが策定していない。
- (4) 災害に関する平時・緊急時の対応（各種損害保険やB C P（事業継続計画）の作成等）を推進するノウハウを持った人員が不足している。
- (5) 感染症対策において、地区内小規模事業者に対して予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を出社させないルール作りや、感染拡大時に備えてマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策としての保険の必要性等について周知する必要がある。

III 目標

- 1 発災時における連絡を円滑に行うため、当会と当市との間における被害情報報告ルートを構築する。
- 2 発災後、速やかな復興支援策が行えるよう、また地域内においての感染症発生時には速やかに拡大防止策が行えるよう、当会における体制と千葉県商工会連合会等の関係機関との連携体制を構築する。
- 3 B C P（事業継続計画）策定率の向上に向けて、地区内小規模事業者に対して災害リスクや感染症リスクの認識と事前対策の必要性を周知する。
- 4 各種研修会へ当会経営指導員を派遣し、各種損害保険やB C P（事業継続計画）作成等を推進するためのノウハウや知識の習得を通じて資質の向上を図る。

※上記内容に変更が生じた場合は、速やかに千葉県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

I 事業継続力強化支援事業の実施期間(令和3年4月1日～令和8年3月31日)

II 事業継続力強化支援事業の内容

1 事前の対策

(1) 小規模事業者に対する災害等リスクの周知

- ① 当会職員（経営指導員等）による巡回指導時に、ハザードマップ等を用いて事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策について説明する。
- ② 市広報や商工会報、当会のホームページ等において、国・県の施策の紹介や各種損害保険の概要、BCP（事業継続計画）を策定した小規模事業者の事例紹介等を行う。
- ③ BCP（事業継続計画）策定の専門家を招へいし、小規模事業者を対象にBCP（事業継続計画）策定個別相談会を開催する。
- ④ 当会経営指導員による巡回指導時に、中小企業等経営強化法に基づく「事業継続力強化計画」の申請等に関する支援を実施する。
- ⑤ 当会経営指導員を中小企業大学校東京校が専門研修として開催する「BCP（事業継続計画）策定研修会」へ派遣する。
- ⑥ 新型コロナウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。
- ⑦ 新型コロナウイルス感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。
- ⑧ 事業者へマスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

(2) 商工会自身の事業継続計画の作成

令和2年度に危機管理マニュアルを作成

(3) 関係団体等との連携

- ① 損害保険会社等と連携し、小規模事業者を対象に損害保険加入説明会や損害保険見直しのための個別相談会を開催する。
- ② 感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険（生命保険や傷害保険、感染症特約付き休業補償等）の紹介等も実施する。
- ③ 金融機関等の関係機関へハザードマップや損害保険への加入に向けた各種ポスターの掲示、パンフレットの設置を依頼する。
- ④ 被災した小規模事業者が低金利融資を受けられるように、金融機関と協力、連携を図る。
- ⑤ 被災した小規模事業者が事業設備等を早期復旧できるように優先的な修繕・修理に向けて建設・設備等の関連団体と連携する。

(4) フォローアップ

- ① 中小企業等経営強化法に基づく「事業継続力強化計画認定企業」に対してその取組み（策定したBCP計画の遂行）を支援する。
- ② BCP（事業継続計画）策定個別相談会に出席した小規模事業者に対して専門家を派遣し、BCP（事業継続計画）策定に向けて具体的に支援する。
- ③ 当会に事業継続力強化支援協議会（構成員：当市担当者、当会正副会長）を必要に応じて設置し、小規模事業者のBCP（事業継続計画）への取組み状況等について協議する。

(5) 当該計画に係る訓練の実施

様々な自然災害（マグニチュード7の地震等）が発生したと仮定し、当市と当会とで連絡ルートの確認等を実施する（訓練は必要に応じて実施する）。

(6) 防災備品の購入

毎年度、当会財源の可能な範囲内で自然災害等による停電等に備えて発電機や携帯充電用備品、ブルーシート等の防災備品を購入する。

防災備品 購入一覧（計画期間内に順次購入）

種 類	個 数	種 類	個 数
発電機	1台	乾電池	適宜
毛布	50枚	携帯ラジオ	2台
防寒具（カイロ含む）	70個	コードリール	2個
携帯電話充電器	5台	非常用簡易トイレ	2基
作業用ゴム手袋	20組	トイレットペーパー	84ロール
軍手	70組	ティッシュペーパー	50個
ブルーシート	70枚	マッチ・ライター	適宜
土嚢袋	70枚	防虫スプレー	2本
飲料水（2ℓ）	120本	スコップ	2本
非常用給水バッグ	5個	簡易雨具	100枚
簡易食器	100枚	ストーブ	2台
ポリ袋・ラップ	適宜	カセットコンロ	2台
救急セット	3セット	カセットボンベ	20本
ガムテープ	適宜	マスク	700枚
懐中電灯	4個	消毒液（5ℓ）	4本
ランタン	2個	体温計（非接触型）	2個

(7) その他

- ① 重要なデータの適切な保管と情報収集・発信手段等を整備する。
- ② 緊急時に必要な資金を確保する（引当金として計上）。

2 発災後の対策

自然災害等による発災時には、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

(1) 応急対策の実施可否の確認

- ① 当会事務局長は、発災後3時間以内に職員緊急連絡網やSNS等により、職員の安否と業務従事の可否を確認する。
※事務局長が被災した場合は次席の者等が職員緊急連絡網等を指揮する。
- ② 業務従事が可能な当会職員が把握した大まかな被害状況（家屋被害や道路状況等）は当市と当会で共有する。
- ③ 新型インフルエンザ等の国内感染者が発生した場合、職員の体調を確認するとともに、手洗い、うがい、消毒、マスクの着用等を徹底する。
- ④ 新型インフルエンザ等の感染症が流行し、政府による緊急事態宣言が発出された場合、国県市等の感染症対策本部が発令する感染症対策を実施する。

(2) 応急対策の方針決定

- ① 当会職員の自然災害等発災時における出勤は次のとおりとする。
 - (ア) 職員自身の目線で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤せず、職員自身がまず安全を確保し、警報解除後に出勤する。
 - (イ) 道路の陥没や崖崩れ等により交通の遮断等がある場合は、出勤せず、安全が確認された後に出勤する。
 - (ウ) 家族が被災した場合は、出勤せず家族の身の安全が確保された後に出勤する。
- ② 当会職員全員または大多数が被災等により応急対策に従事できない場合の役割分担は、次のとおりとする。

地区名	役職名	人数	応急対策の内容
小見川地区	理事	2人	大まかな被害状況の把握等
山田地区	理事	2人	〃
栗源地区	理事	2人	〃

- ③ 当会による大まかな被害状況の把握は2日以内に実施し、その状況を当市と当会で共有する。
(香取市と香取市商工会で共有する被害規模等の目安)

被害規模	被害状況
大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none">・地区内10%以上の事業所で、「瓦が落ちる」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。・地区内1%以上の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等大きな被害が発生している。・被害が見込まれている地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。

中規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none"> ・地区内 5%程度の事業所で、「瓦が落ちる」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内 0.5%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等大きな被害が発生している。
被害がある	<ul style="list-style-type: none"> ・地区内 1%程度の事業所で、「瓦が落ちる」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内 0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	<ul style="list-style-type: none"> ・目立った被害の情報がない

※連絡の取れない地域は、大規模な被害が生じている可能性があると考えます。

- ④ 香取市と香取市商工会は災害時、以下の間隔で被害情報等を共有する。

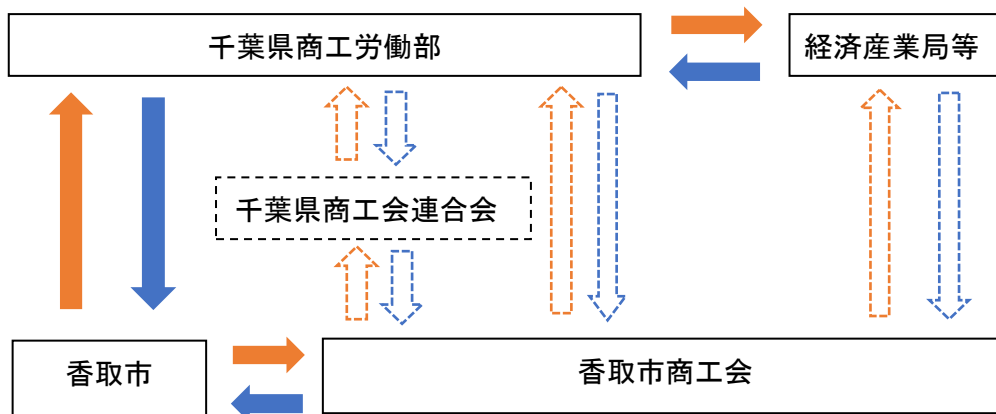
発災後～1週間	1日に2回以上共有する
2週間～3週間	1日に2回共有する
3週間～1ヶ月	1日に1回共有する
2ヶ月以降	2日に1回共有する

※電話・FAX・メール・携帯等による通常の連絡が不通の場合には商工会が直接市役所を訪問し、被害情報等を報告する。

- ⑤ 国県市で策定した新型インフルエンザ等対策行動計画を踏まえ、必要な情報の把握と発信を行うとともに、交代勤務を導入する等体制維持に向けた対策を実施する。

3 発災時における指示命令系統・連絡体制

- (1) 自然災害等発生時における地区内の小規模事業者の被害状況の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うための連絡ルートは次のとおりとする。



- (2) 二次被害を防止するための被災地域での活動は次のとおりとする。
 当市及び当会からの要請等に基づき、当会の役員と職員が二次被害を防止するための諸活動を実施する。

※役員は被災地域以外の者とする。

- (3) 当市と当会は被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について次のとおりとする。

① 確認方法

当会の役員及び職員で構成する「災害復旧支援班」を地区ごとに組織し、被災事業所を実訪してヒアリング調査等を実施する。

構成員／班長：役員1名 班員：役員1名、職員1名

※役員は被災地域以外の者とする。

② 被害額の算定方法

被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、当会と当市であらかじめ確認しておく。なお、国や県から指示があった場合は、その指示に基づいて算定する。

(4) 当市と当会が共有した上記の(2)及び(3)の情報は千葉県の指定する方法にて当市より千葉県へ報告するとともに、当会より千葉県商工会連合会に報告する。

(5) 感染症流行の場合、国や都道府県等からの情報や方針に基づき、当会と当市が共有した情報を県の指定する方法にて当会又は当市より県へ報告する。

4 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援

当会による支援は次のとおりとする。

(1) 当会の電源を携帯電話充電のために開放する。

(2) 当会の発電機等機材を貸出する。

(3) ブルーシート等を配布する。

(4) 経営や資金繰り等の相談窓口・特別相談窓口の開設について香取市と相談し、安全性が確認された場所において相談窓口を設置する。

(5) 当会は、国から依頼を受けた場合は安全性が確認された場所において、経営や資金繰り等の相談窓口・特別相談窓口を設置する。

(6) 前記3の(3)で収集した被害状況等をもとに、地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。

(7) 応急時に有効な被災事業者施策（国、県、市の施策）を地区内小規模事業者等へ周知する。

(8) 地区内小規模事業者等向けに被災事業者施策（国、県、市の施策）の説明会及び個別相談会を開催する。

(9) 感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

5 地区内小規模事業者に対する復興支援

(1) 千葉県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者を支援する。

(2) 被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合は、他の地域からの応援派遣等を千葉県商工会連合会等に相談する。

(3) 被災小規模事業者が補助金や助成金、給付金等を申請する場合の書類作成等を支援する。

(4) 日本政策金融公庫・千葉県制度融資等の融資を斡旋する。

(5) 事業再建計画の策定を支援する。

6 当会における感染症対策

新型インフルエンザ等の感染症対策については次のとおりとする。

(1) 事前の対策

- ① Web 会議や交代勤務（在宅勤務）の導入に向けて必要な機器や通信環境等を確認する。
- ② 消毒液やマスク等を事前に購入して備蓄する。
（注）前記Ⅱの1の（6）の主な防災備品購入一覧に記載のとおり

(2) 流行時の対策

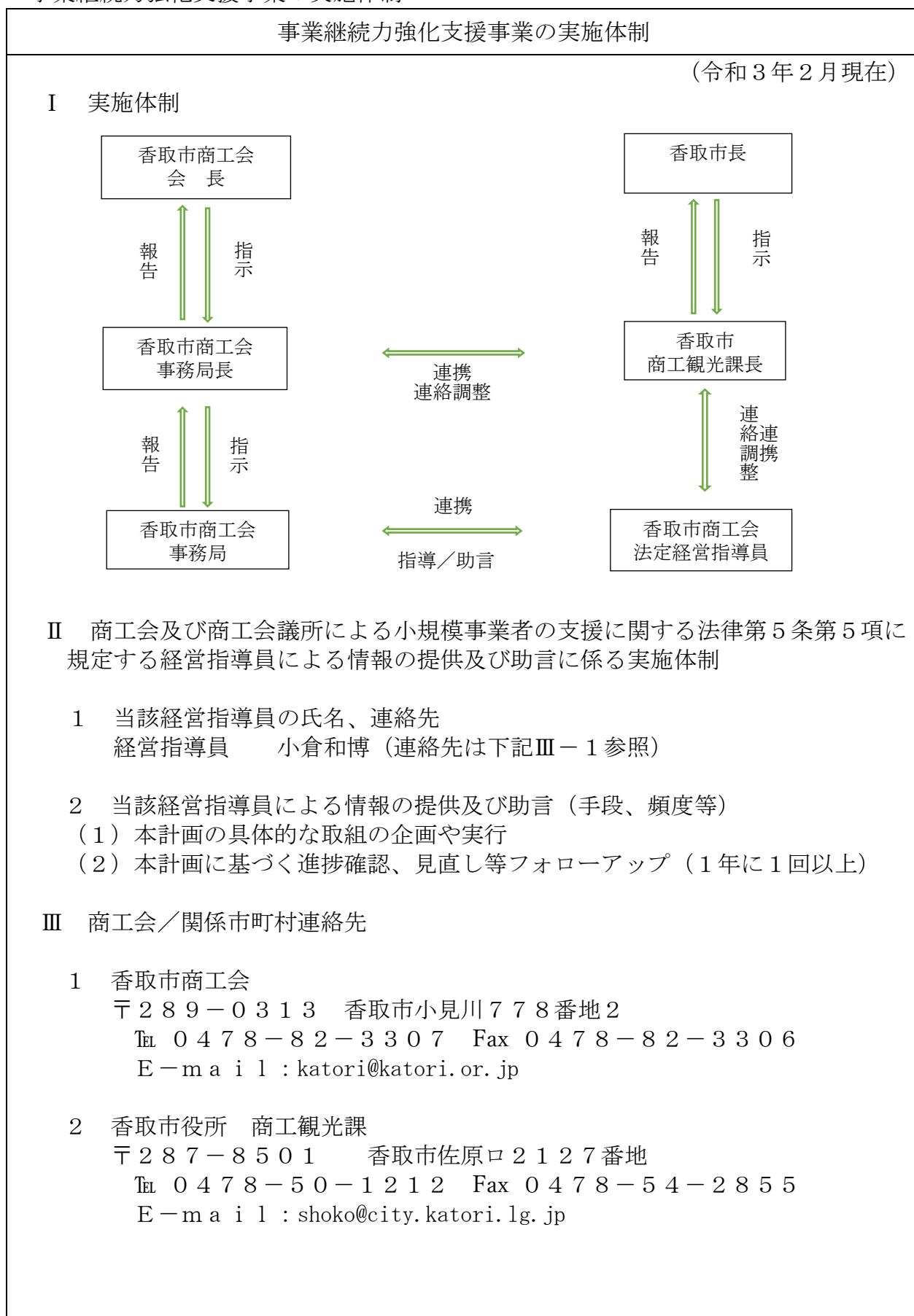
- ① 当会職員をグループごとに編成し、交代勤務（在宅勤務）を導入する。
- ② 通常総会、理事会及び正副会長会議等の商工会の管理・運営に必要な会議は書面議決とする。
- ③ 消毒液やマスク等が不足している小規模事業者へこれらを配布する。
- ④ 当会職員のいずれかが感染した場合は県や保健所等の指示に従うものとし、場合によっては事務所を閉鎖する。

7 その他

上記内容に変更が生じた場合には、速やかに千葉県に報告する。

(別表 2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



(別表 3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位：千円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
必要な資金の額	310	310	310	310	310
BCP策定個別 相談会開催費					
通信費	50	50	50	50	50
謝金	100	100	100	100	100
防災、感染症対 策備品等購入費	160	160	160	160	160

調 達 方 法

会費手数料等収入、事業収入、千葉県小規模補助金等